

令和6年4月9日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

2025年に向けた地域医療構想の進め方について

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

地域医療構想については、「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付厚生労働省医政局長通知、同年3月29日付日医発第992号（地563）、同年4月7日付府医通知にてご案内）、ならびに「地域医療構想の進め方について」（令和5年3月31日付医政局地域医療計画課長通知、同年4月6日付日医発第83号（地域）、同年4月10日付府医通知にてご案内）により、その進め方が示されています。

本通知は、今後の2025年に向けた地域医療構想の取組を進めるにあたって留意する事項について取りまとめたものです（概要を下記に記載）。

貴会におかれましても、本件についてご了解賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 基本的な考え方

- ・依然として必要量との差異がある区域があること等を踏まえ、2025年までの年度ごとに、国・都道府県・医療機関がそれぞれ取り組む事項を明確化し、一体となって計画的に更なる取組を進める。

2. 2025年に向けた国、都道府県及び医療機関における計画的な取組

- ・新たな取り組みとして、厚生労働省において「推進区域」（仮称・都道府県あたり1～2か所程度）及び「モデル推進区域」（仮称・全国10～20か所程度）を設定する（設定方法等は追って通知）。
- ・都道府県においては、前者に該当する区域の地域医療構想調整会議で協議のうえ、本年度中に「推進区域対応方針」（仮称）を策定し、2025年度に当該方針に基づく取組を実施する。
- ・また、後者に該当する区域に対しては、厚生労働省よりアウトリーチの伴走支援を実施する。

3. 地域医療構想の更なる推進に向けた国の支援

4. 重点支援区域及び再編検討区域について

5. 地域医療構想の取組状況の公表について

6. 新たな地域医療構想の検討について

- ・「新たな地域医療構想等に関する検討会」において、2040年頃を視野に入れつつ、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、中長期的課題を整理して検討を進めていくこととしている（構成員として、日本医師会の江澤常任理事が参画）。

【担当】大阪府医師会地域医療1課

TEL: 06-6763-7012